令和８年第３回長瀞町議会臨時会会議録目次

招集告示 …… 1
応招・不応招議員 …… 2

７月８日（水）
○開　　会 …… 5
○開　　議 …… 5
○議案等の説明のため出席した者の紹介 …… 5
○議事日程の報告 …… 5
○議長声明 …… 5
○動議の提出 …… 6
○会議録署名議員の指名 …… 7
○会期の決定 …… 7
○町長提出議案の報告及び上程 …… 7
○町長の退職の期日に関する同意について …… 8
○町長挨拶 …… 9
○議案第４７号の説明、質疑、討論、採決 …… 9
・議案第４７号　長瀞町長の給与の特例に関する条例を廃止する条例
○字句の整理 …… １０
○閉　　会 …… １０
○緊急質問 …… １１
○閉　　会 …… １２

○　招　　集　　告　　示

長瀞町告示第６６号

令和８年第３回長瀞町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和８年７月３日

長瀞町長　　鈴　　木　　日 出 男

１　期　　日　令和８年７月８日（水）

２　場　　所　長瀞町役場議場

３　付議事件

（１）町長の退職について

（２）長瀞町長の給与の特例に関する条例を廃止する条例

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（８名）

１番	中　川　博　介　君	２番	村　田　武　彦　君
３番	近　藤　一　美　君	４番	野　原　隆　男　君
５番	村　田　徹　也　君	７番	関　口　雅　敬　君
８番	大　島　瑠美子　君	９番	新　井　利　朗　君

不応招議員（なし）

令和８年第３回長瀞町議会臨時会　第１日

令和８年７月８日（水曜日）

議　事　日　程　（第１号）

１、開　　会

１、開　　議

１、議案等の説明のため出席した者の紹介

１、議事日程の報告

１、議長声明

１、会議録署名議員の指名

１、会期の決定

１、町長提出議案の報告及び上程

１、町長の退職の期日に関する同意について

１、町長挨拶

１、議案第４７号の説明、質疑、討論、採決

１、閉　　会

午前１０時開会

出席議員（８名）

１番	中　川　博　介　君	２番	村　田　武　彦　君
３番	近　藤　一　美　君	４番	野　原　隆　男　君
５番	村　田　徹　也　君	７番	関　口　雅　敬　君
８番	大　島　瑠美子　君	９番	新　井　利　朗　君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町　長	鈴　木　日出男　君	教育長	井　深　道　子　君
総務課長	染　野　和　明　君		

事務局職員出席者

事務局長	前　沢　克　之	書　記	中　畝　康　雄

◎開会の宣告　　（午前１０時）

○議長（関口雅敬君）　皆さん、おはようございます。

本日は、令和８年第３回長瀞町議会臨時会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は８名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和８年第３回長瀞町議会臨時会を開会いたします。

◇

◎開議の宣告

○議長（関口雅敬君）　これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由にお願いいたします。

また、議場内にいらっしゃる方につきましては、議場内での水分補給を許可いたします。水分の容器は、机の下に置くようにしてください。

今議会において不穏当な発言があった場合は、後刻、記録を調査の上、措置いたします。

また、議員及び参与席にご着席の方々につきましては、会議中、席をやむを得ず離れる場合は、挙手の上、議長の許可を得てから行うようお願いいたします。

傍聴席の方にお願いいたします。議場内への通信機器、端末の持込みは禁止しておりませんが、操作はご遠慮いただければと思います。なお、長瀞町議会傍聴規則第８条第４項の規定により、議長の許可なく撮影及び録音については禁止されておりますので、疑わしい場合は傍聴席より退出していただく場合がございますので、よろしくお願いいたします。

◇

◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（関口雅敬君）　本日の会議において、地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のために出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。

◇

◎議事日程の報告

○議長（関口雅敬君）　本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、お手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、ご了承願います。

◇

◎議長声明

○議長（関口雅敬君）　議事に入ります前に、長瀞町政の信頼回復に向けた議長声明を申し上げます。

本日、現職町長の辞職という、本町にとって極めて重大な局面を迎えるに当たり、長瀞町議会議長の身を置く者として、また一人の公僕として、町民の皆様に深くおわびを申し上げます。

去る７月２日、さいたま地方裁判所において、町長に対し公職選挙法違反の罪による有罪判決が言い渡されました。民主主義の根幹たる選挙の公正を揺るがし、町政に対する町民の皆さんの不信を招いた今回の事態は、誠に遺憾極まりなく、痛恨の極みであります。長瀞町の誇りと名誉が傷つけられ、町民の皆様に多大なるご憂慮とご心痛をおかけいたしましたことに対し、衷心より重ねて陳謝いたします。町政のチェック機関である議会の長として、私自身、この事態を未然に防げなかった監督責任を重く、痛切に受け止めております。

議会は本来、政治倫理の確立に向け、いかなる立場であっても厳格に事実を究明し、強力な自浄作用を発揮すべき役割を担っています。しかし、目前に迫る選挙という時間の制約、そして混迷を極める現状において、その機能を十分に発揮しきれていないことに対し、私は議長として、その至らなさと不徳を痛感せざるを得ません。

ここに、私は議長として不退転の決意をもって、全ての政治関係者に強く求めます。

今回の事態に関わり、何らかの疑惑を招いている者は、司法の最終判断や選挙の結果を待つまでもなく、今この瞬間から、町民の皆様に対し一点の曇りもない事実関係の説明責任を果たすべきであります。自らの疑惑に真摯に向き合わず、保身や政治的思惑のために沈黙を守ることは、長瀞町の未来を汚す行為であり、断じて許されるものではありません。

迫り来る町長選挙は、本町の崩壊を止めるか、さらなる混乱へ突き進むのかの分水嶺となります。

主権者である町民の皆様におかれましては、あふれる情報に惑わされることなく、長瀞町の未来を託すに足る真の倫理感と清廉さを持った町政の在り方について、厳正なる審判を下していただきたいと存じます。

議会は、どのような結果になろうとも、今後の選挙が一切の不正なく、公正公平に行われるよう、選挙管理委員会及び関係機関と連携し、徹底した監視体制を求める所存です。そして、私自身、議会の信頼を最底辺から立て直すため、退路を断ち、身を賭して危機の克服に全力を尽くすことを、ここに固く誓います。

令和８年７月８日、長瀞町議会議長、関口雅敬。

◇

◎動議の提出

〔「議長、動議」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　はい。

○５番（村田徹也君）　ただいま議長声明が読み上げられました。よろしいですか、続けて。

○議長（関口雅敬君）　はい。

○５番（村田徹也君）　それについて、これは議会声明ではなくて議長声明ということでよろしいわけですか。

○議長（関口雅敬君）　そうです。議長声明を読み上げました。

○５番（村田徹也君）　それについては、これ行政機関ではないからなのだけれども、町のホームページに載せるとか、何かそんなふうなことが行われないと、例えば議長が言われたようなことが町民に伝わらないと思うのですが、ちょっとここだけになってしまうかなということなので、そういう町のホームページに載せるとか、そういう予定とか意向、町のホームページにはどうかなという気がするのですけれども、そういうのがあるのかどうか、ちょっとそれだけお伺いしたいのですけれども。

以上です。

○議長（関口雅敬君）　では、お答えします。

私は、今これを議事録に載せる、そしてここにおられる関係者の皆さんがこれを承知していただくということだけを考えておりましたが、後日、もし村田議員がおっしゃるように、何らかしらの広報が必要であるというのであれば、後刻、議員の皆さんで全協を開いていただいてお決めいただいて結構でございますので、よろしくお願いいたします。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（関口雅敬君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、長瀞町議会会議規則第126条の規定により、議長から指名いたします。

９番　　新　井　利　朗　君

１番　　中　川　博　介　君

の２名を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（関口雅敬君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日１日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日１日間に決定しました。

◇

◎町長提出議案の報告及び上程

○議長（関口雅敬君）　日程第３、町長提出議案の報告及び上程を行います。

臨時会において町長から提出された議案は、議案第47号の１件でございます。議案は、お手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。

◇

◎町長の退職の期日に関する同意について

○議長（関口雅敬君）　日程第４、町長の退職の期日に関する同意についてを議題といたします。

町長、鈴木日出男氏より退職の申出がありました。事務局にその申出を朗読させます。

議会事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（関口雅敬君）　これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

５番、村田徹也君。

○５番（村田徹也君）　５番、村田です。

ただいま町長より退職申出書が提出されました。振り返ってみると、この町議選、町長選において違反があったのではないかというふうなことは、発覚と言っては申し訳ありませんけれども、昨年の11月からこのことについて議会でも臨時議会を開いたりというふうなことがありました。

町長に伺いたいのですけれども、このことに付随して、ここまで引っ張ったという言い方はちょっと語弊があるかもしれませんが、来てしまったというふうなことについて、ここで責任を取るのだと。要するに判決が出たら私は考えますというふうなことを言われていましたが、その途中でも町長の辞職勧告等を出したりしましたけれども、そういうところで身を引いたほうがよかったのではないかなという判断をされずにここまで来てしまったといいますか、その主な理由というのですか、ぜひお聞かせいただきたいと思うのですけれども、もし差し障りがなければ、このようなことでということがお聞きできればと思いますが、答えられればよろしくお願いします。

○議長（関口雅敬君）　町長。

○町長（鈴木日出男君）　村田議員のご質問にお答えをいたします。

ここまで引っ張ったということでございますが、実は２月に入りまして、秩父警察のほうから連絡がありました。２月になりまして数十回警察のほうで取調べを受け、その後、地検のほうへ四、五回行ってきました。それが２月、３月と続きまして、４月の下旬に有罪か何かの判断が出るということを地検のほうからも言われまして、途中で私はこの職を逃げ出すより、ここでいろいろなことを調べていただき、最後の決断、判決を待つまで何とかしていこうという気持ちであり、ここまで来たわけでございます。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君）　５番、村田徹也君。

○５番（村田徹也君）　ただいま町長に答弁をいただきました。要するに司法の判断が出て、それをもって自分自身が反省らいろいろ含めてということでここまで来たというふうなことでよろしいわけですね。途中でということになると、町政の運営とかそういうことにも支障を来すというふうなことも含めてここまで来て、もう罪を、罪をといいますか、司法の判断が出たので、ここをもってということでここまで来てしまったということでよろしいわけですね。

以上です。

○議長（関口雅敬君）　ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　これをもって質疑を終結いたします。

本案は人事案件でありますので、討論は省略して採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（関口雅敬君）　起立多数。

よって、鈴木日出男君の退職に同意することに決定いたしました。

◇

◎町長挨拶

○議長（関口雅敬君）　町長から挨拶のため、発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（鈴木日出男君）　議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま私の退職につきまして議会の同意をいただきました。議員各位におかれましては、ご審議を賜りましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

このたび、私の不徳により町政に大きな混乱とご心配を招き、町民の皆様、議員の皆様、職員の皆様、そして関係する多くの皆様の信頼を損なう事態となりましたこと、再度、謹んで心から深くおわびを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

７月の15日をもって町長の職を退きます。私自身まだまだ山積みである諸問題を解決したい気持ちであり、これをかなうことができなくなり、大変残念であります。今後は町政が滞ることのないよう必要な事務の引継ぎを行い、町に迷惑をかけることのないよう残りの期間進めてまいります。

これまで賜りましたご厚情、ご指導、ご支援に深く感謝を申し上げますとともに、長瀞町議会のさらなる発展を心よりお祈りを申し上げ、お別れのご挨拶とさせていただきます。議員の皆様、大変ありがとうございました。

◇

◎議案第４７号の説明、質疑、討論、採決

○議長（関口雅敬君）　日程第５、議案第47号　長瀞町長の給与の特例に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（鈴木日出男君）　議案第47号　長瀞町長の給与の特例に関する条例を廃止する条例について提案申し上げます。

令和８年７月15日をもって町長を退職する予定であることから、町長の給与の特例減額措置を廃止したいので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（関口雅敬君）　議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（染野和明君）　それでは、議案第47号、長瀞町長の給与の特例に関する条例を廃止する条例につきましてご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。

それでは、条例の概要についてご説明いたします。議案書を御覧ください。本条例は本則１項のみで構成しております。町長の給料月額を100分の50に相当する額を減じた額とする特例措置を規定した長瀞町長の給与の特例に関する条例を廃止するものでございます。

附則を御覧ください。この条例の施行期日で、鈴木町長の退職予定日の翌日の令和８年７月16日から施行するものでございます。

以上で議案第47号の説明とさせていただきます。

○議長（関口雅敬君）　これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第47号　長瀞町長の給与の特例に関する条例を廃止する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決することに決定しました。

◇

◎字句の整理

○議長（関口雅敬君）　ここで字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして不穏当あるいは不備な点がございましたら、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　異議なしと認めます。

よって、字句等の整理は議長に委任することに決まりました。

◇

◎閉会の宣告

○議長（関口雅敬君）　これをもちまして本日の会議を閉じ、令和８年第３回長・町臨時会を閉会いたします。

◇

◎緊急質問

〔「議長、閉会する前に」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君）　５番、村田徹也君。

○５番（村田徹也君）　５番、村田です。議題に載っていないので、発言を許可していただいたので、一言。

選挙管理委員会に、今回の鈴木町長の辞職に伴って、７月３日の新聞で、８月２日、町長選を行うと。28日が告示日であるというようなことで報道に出て、またホームページにも載ったのですが、これはあまりにも期間が少な過ぎるし、鈴木町長が今日同意されたわけです、辞職が。同意されている前に既にそれを出すというのは、総務課としてはおかしいのではないですか。だって、まだ分からないし、仮にですよ、もう今日は町長がこういうことで出したと。同意されたというふうなことですが、鈴木町長というのではなくても、仮に、いや、やはり私は告訴するのだというふうなことに切り替わったりしたら、この日程がずれてしまうということはあるわけです。

また、分からないけれども、着々と町長選に出馬しようかなという人もいるかもしれないし、そういうことであれば町長選に出てみようという人もいるわけです。そうしたところに準備期間ということで、非常に短いからもう限定されてしまうというふうな日程だと思うのです。これ一般的に見て、選挙管理委員会として、まず今日のこのことが決まっていないうちに発表するということと、期間があまりにも短いと。どういうことなのですか。それもしここでただせるのならお聞きしたいのですけれども。

以上です。

○議長（関口雅敬君）　総務課長。

○総務課長（染野和明君）　すみません。それでは、選挙管理委員会の書記長としての立場としてお答えさせていただきます。

まず、選挙日程のことなのですが、先ほど町長の退職の申出が７月３日付で出たかと思いますが、退職の申出が出た段階で同意されるか、今回の同意は20日を経ないで退職するかどうかの早期の退職の同意になりますので、申出が出た段階で、20日を過ぎれば退職すること自体は決定となるので、その段階で議長から選挙管理委員会に、町長が欠けるということは確定になりますので、その確定通知が出た段階をもって選挙管理委員会を開くということは、特段問題はないという形になります。

その段階で、７月３日に退職申出が出まして、７月３日に議長から選挙管理委員会のほうに欠員通知が来ましたので、翌週の７月６日月曜日に選挙管理委員会を開き、退職の申出のあった翌日から起算して50日以内に選挙を開かなければならないということになりますので、それを計算しますと50日というのが大体８月の22日辺りになりますので、それを考えますと、お盆は避けたほうがいいだろうということと、あとは８月第２週になりますと、もう夏休み等のシーズンにも入ってくるということ、あとは町長の不在期間をできるだけ少なくしたほうがいいだろうということと、あとは、当然町の選挙の準備が間に合うかというところを考慮しまして、８月２日というふうに決定させていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君）　５番、村田徹也君。

○５番（村田徹也君）　３日にこれ出されたのですよね。何で３日に新聞に載るのですか。

〔「３日に載ってないよ」と言う人あり〕

○５番（村田徹也君）　３日ではなかった。

〔「６日です」と言う人あり〕

○５番（村田徹也君）　６日に出たのか。

〔「３日は申出が出たことが載った」と言う人あり〕

○５番（村田徹也君）　そうかそうか。一つ答えていないのは、選挙が、町長不在がなるべく短くということは分かりますけれども、ではそこへ立候補してということを考えたときに、非常に期間が短いということは全く考慮に入れていないということですね。いや、夏休みになってしまうとか、どこが夏休みになるのですか、企業のことを言っているのですか。分からないけれども。では、それによって投票率が何％ぐらいになるのか見込んでいるのかというふうなこともあるし、どうも立候補する人がもし仮に出たときに、非常に準備期間というかポスターを頼んだりとかいろんなこともあると思うけれども、少な過ぎるということは、期日を判定するのに考慮しなかったのですね。

以上です。

○議長（関口雅敬君）　総務課長。

○総務課長（染野和明君）　それでは、選挙の告示日までの日程が短いのではないかということなのですけれども、そちらのほうについても考慮はしたのですけれども、やはり先ほど言ったとおり投票率は当然、お盆時期ですとか、またレジャーシーズンに入りますと投票率が下がってしまうのではないかという懸念と、あと先ほど言った、申出のあった翌日、７月４日から数えて50日までに選挙をしなければならないということを併せ考えまして、多少短いかなという懸念もあったのですけれども、先ほどのとおり町長の不在期間と、その準備の期間を兼ね合わせても約30日ぐらいありますので、その期間であれば十分間に合うのではないかというふうに判断させていただいて決定させていただいたところでございます。

以上でございます。

〔「納得できないけど、いいです」と言う人あり〕

◇

◎閉会の宣告

○議長（関口雅敬君）　これをもちまして本日の会議を閉じ、令和８年度第３回長・町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会　午前１０時３２分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和８年９月１日

議　　長　　関　　口　　雅　　敬

署名議員　　新　　井　　利　　朗

署名議員　　中　　川　　博　　介